## 障がい者の人権 市はどう考える

無会派　三宅　良子

**問**：運動公園にあるプールの障がい者用トイレと更衣室には鍵がありません。これは人権問題です。多くの市民が使用するトイレと更衣室であれば大問題となり、早急に対策を取ったはずです。建設時期が古いといった問題ではなく、このような状態が放置されてきたことが、有り得ないミスと考えます。

また、電灯のスイッチは事務室内にあり、使用時は声をかけなければなりません。早急に改善を図るべきです。

**答（市民協働部長）**：緊急時に外部から開けられるよう、鍵はありませんでしたが、要望通り設置しました。電灯のスイッチは、人を感知するセンサー付を手配しました。

## 荒廃農地　これ以上生み出さないために

新政海クラブ　森下　賢人

**問**：19年度策定した市の農業振興プランにおいて、農地の維持・保全が課題の一つとなっています。

荒廃農地を生み出す原因の一つとして、相続税の問題があると思います。農地の相続税は生産性の低い農業の収入では賄いきれません。

当然に、市だけで解決できる問題ではありませんが、こうした現状に対して国や県に何か対策を求めているのか伺います。

また、今後の展望もふまえ、荒廃農地に対するこれからの対応策を伺います。

**答（経済環境部長）**：相続税の納税猶予制度の改善等については、農業委員会から国や県に対して提案・要望を行っています。

今後も農業従事者の高齢化による労働力の低下、経営規模の縮小は避けられないと考えますので、担い手の育成、遊休農地の解消と農地の利用集積の促進に努めていきます。

## 75歳以上高齢者の負担増　市の対応は

市政クラブ　相原　繁

**問**：75歳になると、後期高齢者医療制度へ移行し、保険料の支払いが増加しましたが、制度が改正され、負担が軽減されたとのことですが内容を伺います。

**答（保健福祉部長）**：基礎年金だけで生活し、収入が極めて少ない高齢者世帯などを対象に、保険料の7割軽減を8・5割軽減としています。

**問**：高額医療費の支払いについて、75歳の誕生日月に、月の半ばで誕生日を迎えると、制度の違いによって前半の医療保険制度と後半の後期高齢者医療制度で、普通の月の2倍の支払いが必要でした。市はどのように解消されたのでしょうか。

**答（保健福祉部長）**：月の途中で、75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、月内でそれまで加入していた医療保険制度で、自己負担額まで負担し、後期高齢者医療制度でも同様に自己負担限度額まで負担することから、前月と比べ、2倍の負担になってしまいます。

このため、国で制度の見直しが行われ、75歳に達した月における自己負担限度額を2分の1にした額とし21年1月から施行する予定です。

**問**：75歳までは、人間ドックの助成が受けられましたが、制度の変更により、受けられなくなりました。市の対応を伺います。

**答（保健福祉部長）**：国民健康保険被保険者が75歳以上になると後期高齢者医療制度に移行するため助成対象ではなくなりますが、人間ドックに代わり健康診査事業を実施しています。

## 屋内プール新設は不要

共産党　重田　保明

**問**：市は新たな屋内プール建設に向け検討を始めるとのことでしたが、建設費と維持管理経費に多額の予算が必要であること、また市内には、すでに3館の屋内プールがあり、人口に対する屋内プール数が県内19市中で最も多いことを理由に新設は必要ないと考えます。市長の考えを伺います。

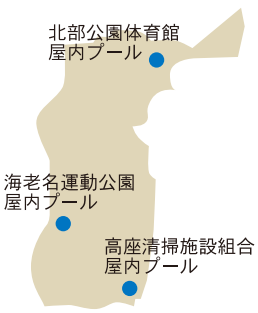


**答（市長）**：市民活動サポートセンター、中央公民館、青少年会館の3機能を統合し、さらに防災機能や健康増進機能を付加した（仮称）市民交流センター構想を検討しています。屋内プールはこの健康増進機能を具体化する一つではないかと考えますが、市民の意見を十分お聞きした上で、設置の必要性を含め、慎重に判断したいと考えます。

## わがまちの緑を守ろう　増やそう

公明党　鈴木　輝男

**問**：生垣設置奨励制度を住宅地の緑化対策として、より機能させるため、助成条件を緩和すべきと考えます。また、市内で唯一、原生林の面影を残す九里の土手を守るため、例えば自然公園として都市計画決定し、順次、市が買い取るという手法も必要と考えますが、市の見解を伺います。

**答（まちづくり部長）**：生垣設置奨励制度の条件緩和等の拡大策については、5メートル以上となっている新規設置の助成対象を3メートル以上とする等、早急に実施できるよう検討を進めます。九里の土手は急傾斜地が多いため買い取りには課題が多いですが、貴重な景観を後世に残せる知恵を出すことが重要であると考え、今後、検討をしていきます。

▲生垣は緑豊かな町並みを演出

## えびなの森　あるべき姿は

無会派　森田　完一

**問**：えびなの森創造事業の指針は、何でも緑ある所は森と読み取れますが、森という言葉の意味からは無理が感じられます。私はそのような無理をせず、緑は大切であり市民全体で少しの空間でも緑を創り育てましょうと呼びかけ、その結果、緑が増えることが緑への関心を高め、啓発になると考えます。現在の植樹本数と市の考えを伺います。

**答（市長）**：11月末現在の市民・団体・企業・行政が行った植樹本数は1万9584本です。今後も企業等に協力を求めていくほか、植樹イベントの企画を考えています。この事業は木を植えることの大切さを伝え、行動により地球温暖化問題への意識を深めてもらうことが目的です。

### 会議録と録音版のご案内

会議録は市役所1階の情報公開コーナーや中央図書館、また、市のホームページで見ることができます。

えびな市議会だより「録音版」をご希望の方は、市社会福祉協議会（☎235・0220）までお問い合わせください。

## 市民農園　更なる増設を

新政海クラブ　木下　雅實

**問**：トラクターやコンバイン等の大型農業機械を市で所有し保管する施設を整備し、農業従事者にそれらを貸し出す計画があるか伺います。また、定年退職後の方が市民農園等で野菜づくりをすることは、地域に溶け込む方法の一つと考え、市民農園の開設促進をさらにすべきと考えますが、市の方針を伺います。

**答（市長）**：市町村が大型農業用機械を貸し出している事例はありません。農業用機械の共同利用共同管理を行っている営農組合の充実を図ることが、農作業の負担軽減につながると考えます。市民農園は市内全域への計画的な配置を考慮し、毎年新たに3カ所、100区画程度整備していきたいと考えています。

▲大にぎわいの稲作体験農園

## 海老名市議会 広報委員会から

### 地方分権が進展 市議会ますます重要に

「えびな市議会だより」をご覧いただくにあたり、次のような点を添えさせていただきます。

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、その後、平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行、「地方分権改革推進委員会」が設置されました。まさに、地方分権は日進月歩進展しています。

このような中で、海老名市議会は、条例や予算の妥当性を審査し、議決する役割と同時に、市長、その他の執行機関の独断専行をけん制しつつ、執行機関がしっかりと、市民のための行政をしているかを監視し、場合によっては検査や調査もいたします。

また、議員は「市政に関する一般質問」等で、個人としての役割も果たしています。

今後、地方分権のさらなる浸透と共に、議会のあり方についても、なお一層重要視されてまいります。市民のみなさんの一番身近な市議会について、その活動内容をご理解いただくと同時に、ご要望等ございましたら、議会事務局までお寄せください。